

関 俊明 提出 博士学位申請論文

『天明3年（1783）浅間災害の語り継ぎの研究』 審査報告書

論文内容の要旨

『天明3年（1783）浅間災害の語り継ぎの研究』は、序章・終章を含めて9章から構成される。

被害を伝える痕跡は、負の遺産であり、時に人は背けたいと思慮する対象でもある。しかし、それは人々が災害に向き合う使命を有する災害の記憶でもある。230余年が経過した天明の噴火災害を語り継いでいくために、遺跡をはじめとする各地に遺存する災害地形や遺跡・遺構、伝承・供養碑・民俗行事・文学など一連の関連物やこれらより派生する事物を学術的に解明した上で集積し、それらの保存、即ち論者の言う“語り継ぎ”を目的とした具現を博物館学的発想により試みた論考である。

論旨は、天明3年、浅間山噴火に派生する種々の災害に関する語り継ぎの内容を、火山学・砂防学・歴史学・地理学・考古学・農学・民俗学・文学・博物館学などの研究領域に互る歴史災害遺跡・遺物・資料を、それぞれの学域による研究の成果を博物館学的に咀嚼し、野外博物館的理論で現在社会に於いて保存・公開・活用し、未来へ伝えることを趣旨としている。

第1章、「天明3年浅間災害にかかわる研究史」は、「学際的な視点と天明3年浅間災害」「地方史、郷土史における『天明3年』研究」

「自然科学から見た天明3年浅間山噴火」「歴史学から見た『天明3年』」「考古学から見た天明3年浅間災害」の5節から構成される。

当該災害の特徴である多岐にわたる研究には、学際的な視点の必要性を考慮し、それらの区分を節として研究史を纏めている。

また、天明3年浅間災害に拘わらず、郷土史を研究するには、中でも個別災害に関しては各県史・市町村史の博搜が基本であるところから、群馬県に限らず新潟・長野・埼玉・千葉の県史及び当該県内の市町村史も広く渉猟している。

さらにまた、我が国の火山学が地震学より派生し、火山の噴火現象・噴出物・形態・構造・成因・分布・年代などを研究する近代科学として1世紀余の年月の中で培われるなかで、天明3年の浅間山噴火がどのように取り上げられてきたかを、震災予防調査会の報告書『日本噴火志』を以て精査している。

第2章では、「天明3年浅間山大噴火の実相」として、噴火のあらましを史料や周辺領域の情報を結びつけ、考古学的な視点を中心に論及する。本章は、論者の著書である『浅間山大噴火の爪痕』（2010新泉社）を加除筆なく充填したものであって、「壊滅、鎌原村」「押し寄せる泥流」「関東平野に流出」「天明大飢饉の予兆」「発掘調査から語り部へ」の5節から詳述される。

特筆すべきは、噴火降灰下の畑跡の発掘調査で、降灰下の畑の畝の発掘時に、ポンペイでの発掘経験を活かし、畝に開いた小さな穴に石膏を注入することにより得られたレプリカから、栽培植物がサトイモであることを解明した。さらに、サトイモの大きさから7月8日（新

暦8月5日)の噴火による降灰時では、サトイモの生育が余りに未成長であるところから、噴火以前からの気候不順を指摘し、その原因を浅間山の初期噴煙による気候変動のみではなく、アイスランドのラキ山(同年6月5日噴火)の噴火の影響を想定するに至っている。

また、種芋の植え付け方が、芋の芽を上位置に置く所謂“縦植”ではなく現在と同じ収穫量の多い“横植”であった点を確認している。

第3章、「天明3年浅間災害の語り継ぎの構成」では、「取り組みの意義」「天明3年浅間災害と伝える事物」「事例と分類の試み」「自然的要素」「人文的要素」の5節を立節する。

本研究の取り組みの意義を明確化した上で、歴史的災害の経験と語り継ぎが、群馬県の今日の減災文化の背景にあるのではないかとする考えを提起する。

天明3年浅間災害に関わる一連の事物・点の集合を語り継いでいくため、また情報発信していくために、論者が参加した内閣府中央防災会議の「天明浅間山噴火分科会」が集約した慰霊碑・墓標・路傍の地蔵等々の116基の「石造物」を、語り継ぎの時間軸表として作表している。

第4章「語り継ぎの継続」は、「語り継ぎの存在の在処と変化の実例」「災害からの救済と復興」「人物伝に登場する『天明3年』」「供養碑」「鎮撫・慰霊と奉納」「信仰や地域文化への特化」「災害地名」「年忌と供養」からなる8節で、語り継がれてきた事例のいくつかを掘り下げて詳述する。

なかでも「浅間山噴火和讃」は、将に無形の語り継ぎそのものであ

ることと、耕作地の復旧の証左でもある砂山・砂塚・浅間塚等の呼称を持つ火山灰の集積所について述べている。

史料からみる継続過程での誤謬の例や信仰、地域文化への特化に就いて触れ、災害からの救済や復興・地名伝承・供養碑といった語り継がれる要因を示すことができる事例、さらに人物伝や日本の宗教文化とも重なった語り継ぎの継続性について論述する。

第5章の「我が国の火山系列の博物館について」は、「我が国の火山」「火山系列の博物館の定義と分類」「火山系列博物館の一覧」「火山と火山博物館の事例」の4節である。火山災害と博物館の関連を概観し、全国に存在する「火山系列の博物館」の一覧表化を企てている。当該一覧表からは、「火山系列」博物館は、広範囲であって多くの領域が今日の博物館資料になり得ていることが解ると結んでいる。

また、ジオパーク構想などとの関わりにおいては、来訪者にとって実物を目にするにより、火山への認識や観光・防災・環境保全への認知度向上の効果を生みだし、住民同士あるいは来訪者との触れ合いが深まる点なども確認できると結論している。

第6章、「『風土記の丘』構想の再検討から学ぶ」では、「評価を扱う研究」「構想のあらまし」「史跡保存の背景」「風土記の丘設置の経過と理念」「風土記の丘構想の現況」「20年経過した現況から学ぶこと」の7節から緻密に構成されている。

全体的には、遺跡保存の再検討を試みている。個別の事例や経緯を再考することから、複数の史跡を有機的・系統的につなぐ新たな理念が生み出されるなど、それまでになかった「サイト・ミュージアム」

の初現とも評価される広域保護の効用などが認められた点を強調する。「風土記の丘」構想は、既に文化庁による補助事業が終了し新たな段階を迎える中で、時間を経てもなお更なる理念を生み出し遺跡保存の展開を試みようとする動きは、提出論文で扱う災害の記憶を語り継ぐ展開においても、情報発信基地としての新たな地域啓発に繋げていく方向性として大いに参考となると結論する。

第7章は、「語り継ぎの具体から野外博物館への展開とテーマ」で、「鎌原村―埋没した土砂の上に子孫の生活が続けられているムラー」「川嶋村―絵図に描き残され地中に眠るムラー」「震災遺構の存在」「野外博物館の構想」の四節からなる。全体の纏めとして語り継ぎの具体を目指すことを目的とした内容である。

今日的な、震災遺構の課題や災害伝承・遺構保存や集客性、社会的な関心などを整理し、緩やかに諸領域と結び付けつつ遺跡保存の展開を目途とすることの必要性についても明記している。

また、遺跡の野外展示的な具現化を計るうえで、同じ火山災害である災禍によって一端は地上から姿を消し、再び蘇り世界の人々が周知するポンペイ遺跡を前例と見做し構想を展開する。

終章は、全体を簡単に総括し、今後の検討すべき課題を纏めている。

本提出論文は、今日的な視点で展開されている史跡整備や風土記の丘構想としての可能性を模索する活動例を概観し、天明3年浅間災害を語り継ぐ展開に資する基本研究のさらなる必要性を結論とする。

論文審査の結果の要旨

論題である『天明3年（1783）浅間災害の語り継ぎの研究』で用いられている「浅間災害」なる用語の概念と使用の目的は、浅間山噴火の直接的な火砕流や噴石・降灰被害に留まらず、2次災害である土石流や泥流、さらには長期化した降灰による直截な影響や、遠因となった気温低下による飢饉発生等の複合災害としての把握を目的に「浅間災害」と論者は命名している。

したがって、研究方法は論者が専門とする災害遺跡の発掘調査を基盤に、歴史学はもとより火山学・民俗学・文学・農学・土壌学・博物館学といった学術分野を横断した複眼的視座に基づく研究で、天明3年浅間災害の解明と同時に、災害の記憶の語り継ぎ資料の保存と現在社会での活用と、さらには未来への伝承を野外博物館に見出そうとする新地平に立脚した研究である。

第1章「研究史」では、先ず複数の学術領域から「天明3年浅間災害」に関する先行研究を博捜し、本研究のテーマとなる領域の研究史の確立を試みている。本章は、学問領域を横断した独創的研究の裏付けとなる章であるが故に、従来の概念を乗り越えようとする論者の並々ならぬ研究姿勢を窺い知る。

第2章、「天明3年浅間山噴火と被害の実相」は、論者の著書である『浅間山大噴火の爪痕』（2010新泉社）を加除筆なく充填しており、明解に纏められているが、後の論述と部分的重複箇所を生む結果とな

ったのは残念である。

噴火降灰下の畑跡の発掘調査で、論者は残された軽石の降下日時をマクロ的に読み取り、遺跡が被災し時間が止まるまでの数日間の耕作の経過の解説を行ったことは、従来の発掘調査の学術的水準をはるかに凌駕したものである。

さらにまた、降灰下の畑の畝の発掘時に、僅かに開いた小孔にポンペイでの発掘時の経験を活かし、石膏を注入することにより得られたレプリカより栽培植物がサトイモであることと、7月8日（新暦8月5日）の噴火による降灰時ではサトイモの生育が余りに未成長であるところから、噴火以前からの気候不順を指摘するに至っている。また、種芋の植え付け方が、芋の芽を上位置に置く“縦”ではなく現在と同じ収穫量の多い“横植”であった点を確認したことは、驚愕に値する発見であり、農学・民俗学等の分野からも注目されよう。

第3章「天明3年浅間災害の語り継ぎの構成」では、災害発生から230余年の時間が経過した語り継ぎを構成する個々の事柄・項目を分類・整理し、語り継ぎが時間経過の中でどのように成されてきたかを草の根的に情報を収集している点は評価できる。

本章で論者が作成した、天明3年関連石造物一覧表・天明3年語り継ぎの時間軸で取り上げた一覧表は、これまでの諸学の研究の中で最も充実させた成果であると看取される。

第4章「語り継ぎの継続」では、今日まで伝世する歴史災害伝承に派生する事物の実例を詳細に検出しようとしている。時期的に類する桜島噴火を比較検討の結果、供養碑や当該噴火を伝える伝統文化など

の存在の多寡から、語り継ぎは「継続性」の有無に拠ると分析し、語り継ぎの実態が異なるとする主張は、当然の帰結である。

復旧・復興過程における先人の美挙、あるいは系譜、逸話などは、同じ時代を生きた文人墨客などの人物伝の中にも多くが示されており、これらについても積極的に事例を集約している点は評価される。

さらに、近世以降に文字や像容を刻んだ石造物製作が盛んになることを示し、災害の発生時期と石造物数の増加時期の関わりについて、その実態を提示する。また、我が国の宗教観とも関わり、この災害にかかわる宗教者のとった行動、あるいは民俗行事を含めた慰霊や鎮撫に関する事実・実態について言及している意義も大きい。

第5章「我が国の火山系列の博物館について」では、「被災遺構」と呼称される類の博物館の特徴を指摘し、火山についての啓発活動をおこなうマンパワーの存在や観光、地元住民の啓発活動に繋がっていることなどを指摘する。

一方、第6章の「『風土記の丘』構想の再検討から学ぶ」では、事業終了から時間が経過する中で、新たな市民的な関心を呼ぶために「特化」の検討がなされていることなどに着目している。そこからは、広域保存の公的な保存運営の出発点には、熱い眼差しをもった行政の担当者がいたことも読み取っているが、史跡の活用のリニューアルの必要性が求められる現状の中で、観光との接点、地元住民との連携といった市民目線に立脚した遺跡保存の在り方が求められるとの社会的整合性のある指摘をおこなう。

第7章「語り継ぎの具体から野外博物館への展開とテーマ」におい

ては、展開の具現化のための論を展開する。まず、激甚災害からの復興が成されたが故に、地元には、口承・碑銘・文書史料をはじめとする記録類が存在すると指摘すると同時に、歴史研究と相俟って風土としての堅実な語り継ぎを生んでいるという考えを示している。

また、中越地震や東日本大震災の語り継ぎの例からは、災害を扱う遺物や情報の蓄積・展開の方向性などについても考察し、天明3年浅間災害にかかわる遺跡保存や公開のヒントを野外博物館の発想を以て具現化すべく論を進める。

さらにまた、論者は、災害の語り継ぎは、地域防災を考える上でも欠くことのできない研究領域だと主張し、“研究と防災”を近づけようとする、昨今の火山災害での提言にも拘わる指摘をしている。

また、時間の経過に伴う風化現象により忘れ去られる「個々人レベルの記憶」にも如何に取り組むべきかについても、災害の記憶の語り継ぎの中では大切にしなければならない要点であると言及する。

したがって、地域の出来事を当該地域で盛り上げていくべき連鎖が大切であるとの考えを明示し、その中で遺跡保存に主題を持たせようとするときに、保存に向けた明確な価値を見い出しつつ、視点を利益や社会貢献と有機的に織り合わせ、災害を地域の文化や遺産の相続人とするべき努力が求められると提起する。

全体に、本論文の構成がやや雑然とした印象は拭えない。次いで、時間軸の中で「歴史災害」が、社会で取り上げられる要因や傾向などの論点整理・分析が十分とはいえず、この点は今後論者に附される課題である。また、野外博物館の定義と基礎的な理念、さらには野外博

博物館化への具体的手立てが吟味されていない印象も払拭できない点が残念である。

しかし、本論文は天明3年の浅間山噴火に関する今に残る断片的な情報を渉猟し考究したうえで、それらを“語り継ぎ資料”と位置づけることにより、野外博物館を構築する基本要素である展示資料として活用させようとする、独創的試みを展開する。語り継ぎを趣旨とする野外博物館での資料という意味では、一般的な博物館での資料と比較して、何れもの資料が内蔵する情報は明確であるところからも、現在社会での活用のみならず未来への伝承が比較的やすい資料群と推定されるところからも、論者の考え方は否定されるものでは決してない。

研究方法は、複眼的視座に立脚し、精力的に語り継ぎ資料を実践調査・渉猟・分析した上での、野外博物館の具現化という学術の公益性に向けた独創的な研究であることは高く評価できる。また、「サトイモの植え方」に代表される個々の調査研究の成果も、提出者ならではの有意義な発見である。よって、本論文の提出者である関俊明は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成29年2月15日

主査	國學院大學教授	青木	豊	㊞
副査	國學院大學教授	根岸	茂雄	㊞
副査	お茶の水女子大学名誉教授 國學院大學客員教授	鷹野	光行	㊞

関 俊明 学力確認の結果の要旨

下記3名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、
博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成28年12月22日

学力確認担当者

主査 國學院大學教授 青 木 豊 ⑩

副査 國學院大學教授 根 岸 茂 夫 ⑩

副査 國學院大學客員教授 鷹 野 光 行 ⑩